

仕 様 書

- 1 業務名 第8回 人権に関する市民意識調査業務
- 2 調査の目的 この調査は、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」に掲げたまちの実現に向け、調査結果を今後の人権施策を推進する上で
の基礎資料として活用するために実施する。
- 3 履行場所 堺市全域
- 4 履行期間 契約締結日～令和3年3月31日
調査予定期間 令和2年11月中（約3週間）
- 5 調査の対象 堺市在住の16歳以上の市民 3000人（外国籍住民含む）
送付区分：一 般 2,500人（16歳以上）
若年A 300人（16歳以上20歳未満）
若年B 200人（20歳以上30歳未満）
- 6 調査項目
 - (1) 社会意識について
 - (2) 同和問題をはじめ女性、子ども、障害者、高齢者、外国人等の人権課題に関すること
 - (3) 回答者の属性
- 7 業務内容
 - (1) 調査票案の作成
調査票のレイアウト等は、市が提示する案に基づき、市と協議して作成する。
 - (2) 帳票等の作成（別紙印刷帳票等一覧のとおり作成すること）
 - (3) 調査票等の郵送・回収
 - ①調査票（日本語版）、調査協力依頼文（日本語・外国語版）及び返信用封筒の郵送
※郵送料（発送、返送とも）は契約金額に含む。日本郵便株式会社を利用のこと。
※発送先情報はデータで提供する。
※点字版は本市が郵送するため、郵送対象（3,000件）から除外。数件程度。
 - ②市に返送された調査票の回収
※調査票の返信先は市となる。
前回（第7回：平成27年度）の回収数 1,302件（調査対象3,000件）
 - (4) 調査協力依頼文（礼状兼督促）の郵送
※郵送料は契約金額に含む。日本郵便株式会社を利用のこと。
※点字版及び外国語版は本市が郵送するため、郵送対象（3,000件）から除外。数件程度。
 - (5) 調査結果の集計・分析
単純集計、ブロック別、属性別クロス集計及び前回の調査結果との比較分析等。
属性は、性別（記述式）、年齢（8項目）、職業（9項目）、最終学歴（5項目）、暮らし向き（5項目）の予定であるが、調査票作成時に若干の変更可能性あり。
分析にあたり、マトリクス形式による質問に対する回答のうち、数問程度について、平均スコア値を用いた集計を行う。
その他、分析の必要に応じた集計を行う。

分析の際は、人権に関する専門知識を有する監修者（大阪府内の大学教授等）と調整し、監修を受けるものとする。

なお、監修者は監修と調査結果のまとめの作成を行う。

監修者の選定については市と協議して決めることとする。

※スケジュールは市と協議のうえ決めることとする。

(6) 監修にかかる監修者への支払い

監修にかかる謝礼金の支払いは（計 300,000 円）を直接監修者が指定する口座に支払うこと。（監修費及び振込手数料。打ち合わせに要する受注者の交通費等の費用（大阪府内の大学等）も契約額に含む。）

8 調査の中間報告

本市担当者の求めに応じ、調査・分析結果の報告と資料の掲示、途中経過の報告を行うこと。集計表を作成し、完成次第に納品すること。

9 成果物の納品

成果物（報告書、電子データを含む）、回収した調査票を納品すること。

10 著作権等

(1) 成果物の著作権は、使用分、未使用分に関わらず、堺市に帰属するものとする。

(2) 受注者は、堺市の許可なく成果物を他に利用、公表又は貸与してはならない。

11 その他

(1) 本業務に関する協議、報告、打合せ等に係る経費及び資料購入等に係る経費は、すべて受注者の負担とする。

(2) 業務遂行にあたり知り得た個人情報については、他に漏洩することのないよう適切に保管し、業務終了後破棄すること。

(3) 委託契約書及び仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議のうえ定めるものとする。

印刷帳票等一覧

①調査票

内容	サイズ	紙質 紙色	印刷色数	必要部数
日本語版	A4	上質紙 55kg/m ² ・25 頁程度 白	墨 1 色	2,600 (一般) 300 (若年 A) 200 (若年 B)
日本語版 (拡大版)	A3	上質紙 55kg/m ² ・25 頁程度 白	墨 1 色	10
外国語版	A4	上質紙 55kg/m ² ・25 頁程度 白	墨 1 色	各言語 20 (全 4 語)
点字版 (点字翻訳含)	A4 又 は B5	墨字あり 白	墨 1 色	10
点字版回答用紙	A4 又 は B5	白		10

※日本語版は回収時に一般、若年 A、若年 B の送付区分がわかるよう作成する。

例. 調査票の紙色を変える、調査票に目印を付けるなど

※設問内容、翻訳後の文字数で頁数は変動する場合がある。

※外国語版は英語、中国語 (簡体字)、韓国語、ベトナム語への翻訳も含む。

(調査票の回答にかかる翻訳を含む)

※点字版の回答にかかる翻訳を含む

※日本語版 100 部、拡大版、外国語版及び点字版は本市に納品すること。

②調査協力依頼文

内容	サイズ	紙質	印刷色数	必要部数
日本語・外国語版	A4	上質紙 55kg/m ² ・4 頁 ※A3 中折も可	墨 1 色	3,100
点字版 (点字翻訳含)	A4 又 は B5	墨字あり	墨 1 色	10

※設問内容、翻訳後の文字数等で頁数は変動する場合がある。

※外国語版は英語、中国語 (簡体字)、韓国語、ベトナム語への翻訳も含む。

※日本語・外国語版 100 部、点字版は本市に納品すること。

③封筒

内容	サイズ	紙質	印刷色数	必要部数
送付用封筒	角型 2 号	85kg/m ²	墨 1 色	3,100
返信用封筒	角型 2 号	85kg/m ²	墨 1 色	3,100

※各 100 部を本市に納品すること。

④調査協力依頼文（礼状兼督促）

内容	サイズ	紙質	印刷色数	必要部数
日本語版	はがき		墨1色	3,100
外国語版	A4	上質紙 55kg/m ² ・1頁	墨1色	各言語 20
点字版	A4 又 は B5	墨字あり	墨1色	10

※外国語版は英語、中国語（簡体字）、韓国語、ベトナム語への翻訳を含む。

※日本語版 100 部、外国語及び点字版は本市に納品すること。

⑤報告書等

内容	サイズ	紙質	印刷色数	必要部数
報告書	A4	表紙/レザック・合紙/色上質紙・ 内容/上質紙 55kg/m ² ・250 頁程度	墨1色	100
報告書（概要版）	A4	表紙/レザック・合紙/色上質紙・ 内容/上質紙 55kg/m ² ・40 頁程度	墨1色	50
報告書（概要版） （点字版）	A4 又 は B5	墨字あり	墨1色	10

※報告書（概要版含む）は、記録メディア（CD-ROM）及び電子メールにより、電子データ（ワー
ド版、PDF 版、グラフのみをまとめたエクセル版）も納品すること。

※点字翻訳は本文（グラフ、図表除く）のみ。

⑥翻訳に関して

- (1) 外国語翻訳の際は、人文系の学位を持つネイティブと日本人翻訳者、相互のダブルチェックを行うこと。
- (2) 翻訳したものは行政文書として正確なものであること。
- (3) 固有名詞や行政等に関する専門用語については、本市及び関連省庁団体のホームページもしくは関連書籍等で調べること。
- (4) その他不明な点や確認が必要な箇所は、本課と連絡を取り確認するか、コメントを入れ確認できるようにする。
- (5) 行政文書として適切・正確・かつ市民にとってわかりやすい表現を使用すること。
- (6) 下記「言語別注意点」に従うこと。
 - ・各言語共通
 - 和暦は西暦にすること。
 - ～時代の後には（～世紀）を追加すること。
 - ・英語
 - 日本語のアルファベット表記は、原則としてへボン式を採用すること。
 - ・中国語
 - ひらがなやカタカナの名称で意味訳できない場合は、へボン式アルファベット表記をすること。（例：ちぬが丘スポーツセンター→Chinuga 丘运动中心）

・韓国語

日本語をハングルで表記する際、原則は主流とされている【国立国語院】の『日本語表記法』に基づくこととする。ただし、地名、人名、固有名詞に関しては実際の日本語の音に忠実に表記することとする。崔玲愛・金容沃 表記法を参考（例 北野田(きたのだ) 키타노다など。ただし鎌倉가마쿠라 のようなすでに定着している単語は除く。

韓国語の後ろに漢字を入れる上でのルールとして地名、人名、固有名詞→日本語の漢字に合わせる。同音異義語や韓国にない単語で意味を伝えたいとき→韓国の漢字に合わせる(フォントも韓国のものにする)。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が500万円未満の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、契約金額（税込）が500万円以上となる再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。